○電気通信事業法施行令(昭和六十年政令第七十五号)【第一条関係】電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 新旧対照条文

	仁

上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して 重要な影響を与えることができる他の会社等(子会社等を除く。) として総務省合で定めるものをいう。

(情報通信の技術を利用した提供)

第二条 電気通信事業者は、法第二十六条の二第二項の規定により同項に 規定する事項を提供しようとするときは、総務省令で定めるところに より、あらかじめ、利用者(同条第一項に規定する利用者をいう。次 頃において同じ。)に対し、その用いる同条第二項に規定する方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し 、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- 2 前頃の規定による承諾を得た電気通信事業者は、当該利用者から書面 文は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があっ たときは、当該利用者に対し、法第二十六条の二第二項に規定する事項 | の提供を電磁的方法によってしてはならない。 ただし、当該利用者が再 び前頃の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(登録講習機関に係る登録の有効期間)

第三条 法第八十五条の四第一項の政令で定める期間は、三年とする一

第四条~第九条 (密)

(あつせん等の対象となる協定等)

<u>第十条</u> 法第百五十七条第一項の政令で定める協定又は契約は、炊に一<u>第八条</u> 法第百五十七条第一項の政令で定める協定又は契約は、炊に 超げるものとする。

(密)

(登録講習機関に係る登録の有効期間)

第一条 電気通信事業法(以下「法」という。)第八十五条の四第一 頃の政令で定める期間は、三年とする。

避 → 強 → 強 → (路)

(あつせん等の対象となる協定等)

掲げるものとする。

(盤)

- 又は契約理の業務及びこれに付随する業務その他業務の委託に関する協定二、電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代
- は運用に関する路定又は契約いう。)、自家発電設備その他の総務省令で定める設備の利用又機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをる利用者に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算のためのデータベース(法第十二条の二第四項第二号口に規定す三 前二号に掲げるもののほか、電気通信役務の円滑な提供の確保

(関係行政機関の長との協議等)

- 務省令とする。第十一条 法第百六十八条の政令で定める総務省令は、次に掲げる総
 - られるものに限る。) 法第二十六条第一項の総務省令(媒介等業務受託者に関し定め

11~目 (盤)

- 命令その他の処分とする。2 法第百六十八条の政令で定める命令その他の処分は、次に掲げる
 - (と)
 - <u>介等業務受託者</u>に関し行われるものに限る。) 二 法第二十九条第二項の規定に基づく命令(電気通信事業又は<u>媒</u>

- 理その他業務の委託に関する協定又は契約二一電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代
- る協定又は契約 家発電設備その他の総務省令で定める設備の利用又は運用に関す索することができるように体系的に構成したものをいう。)、自る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検のためのデータベース(法第十八条第三項に規定する利用者に係三 前二号に掲げるもののほか、電気通信役務の円滑な提供の確保

(関係行政機関の長との協議等)

- 省令とする。 第九条 法第百六十八条の政令で定める総務省令は、次に掲げる総務
 - 。) 、取次ぎ又は代理を業として行う者に関し定められるものに限る電気通信事業者の電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介」、法第二十六条の総務省令(電気通信役務を定めるものを除き、

11~目 (盤)

- 命令その他の処分とする。2 法第百六十八条の政令で定める命令その他の処分は、次に掲げる
 - (盤)
 - 取次ぎ若しくは代理を業として行う者に関し行われるものに限る気通信事業者の電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、一法第二十九条第二項の規定に基づく命令(電気通信事業又は電

邻裔
HH, OOOE
(隺)
(
(
(昝)

別表第二 (第十三条関係)

別表第一 (第八条関係)

| ~|1| (盤)

(審議会等で政令で定めるもの)

手数料の額は、別表第二のとおりとする。

111・目 (24)

 $\omega \sim \sigma$ (器)

<u>継十11</u>然 (器)

手数料を納めなければならない者	金額
	HH' 000E
による登録の更新を受けようと	
する神	
☐ 電気通信主任技術者試験を受	(と)
けようとする者	
三 工事担任者試験を受けようと	(と)
する者	
回 法第六十八条の三第一項の規	(と)
定による登録を受けようとする	
神	
五 法第六十八条の六第一項の規	(雀)

第十三条 法第百七十四条第一項の規定により納めなければならない

手数料を納めなければならない者 金額 ── 電気通信主任技術者試験を受 (公) けようとする者 (盤) 二 工事担任者試験を受けようと する者 (公) 三 法第六十八条の三第一項の規 定による登録を受けようとする (盤) 回 法第六十八条の六第一項の規

別表第一 (第六条関係)

| ~|1| (盤)

別表第二 (第十一条関係)

<u>継十殊</u> (器)

(審議会等で政令で定めるもの)

 $\omega \sim \sigma$ (泰)

111・目 (24)

°)

		1 [
定による変更登録を受けようと		定による変更登録を受けようと		
する者		する者		
大 法第八十五条の十五第一項の	(隺)	五 法第八十五条の十五第一項の	(智)	
規定により総務大臣が行う講習		規定により総務大臣が行う講習		
を受けようとする者		を受けようとする者		
甘 法第八十八条第一項の規定に	(と)	大 法第八十八条第一項の規定に	(雀)	
よる登録の更新を受けようとす		よる登録の更新を受けようとす		
る者		る者		
【 【 電気通信主任技術者資格者証	(と)	<u>七</u> 電気通信主任技術者資格者証	(盤)	
又は工事担任者資格者証の交付		又は工事担任者資格者証の交付		
を受けようとする者		を受けようとする者		
九 電気通信主任技術者資格者証	(鋆)	【 電気通信主任技術者資格者証	(盤)	
又は工事担任者資格者証の再交		又は工事担任者資格者証の再交		
付を受けようとする者		付を受けようとする者		
備考 行政手続等における情報通信	旧の技術の利用に関する法律(平	備考 行政手続等における情報通信	Eの技術の利用に関する法律(平	
成十四年法律第百五十一号)第二	条第一項の規定により同項に規	战十四年法律第百五十一号) 第二	一条第一項の規定により同項に規	
定する電子情報処理組織を使用して登録の更新の申請を行う場合		定する電子情報処理組織を使用し)て登録の更新の申請を行う場合	
におけるこの表の適用については、 <u>七の頃</u> 中「一六、九〇〇円」		におけるこの表の適用については、大の項中「一大、九〇〇円」		
とあるのは、「一六、八〇〇円」とする。		とあるのは、「一六、八〇〇円」	かる。	

(傍線部分は牧正部分)

段 用

し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示う。)は、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項同じ。)により提供しようとする者(次項において「提供者」とい第三項に規定する電磁的方法をいう。以下ごの条及び次条において論条において準用する会社法をいう。以下同じ。)第六百七十七条第四条 次に掲げる規定に規定する事項を電磁的方法による提供の承諾等)

一~円 (路)

(器)

(情報通信の技術を利用した提供)

、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し対し、その用いる法第百五十条の二第二項に規定する方法 (以下百四十七条第一項に規定する国内受信者をいう。以下同じ。)に続務省令で定めるところにより、あらかじめ、国内受信者 (法第項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、事業者をいう。次項において同じ。)は、法第百五十条の二第二第七条 有料放送事業者(法第百四十七条第一項に規定する有料放送

些

による承諾を得なければならない。その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、うとする者(次項において「提供者」という。)は、総務省令で定第三項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。)により提供しよ前条において準用する会社法をいう。以下同じ。)第六百七十七条第四条 次に掲げる規定に規定する事項を電磁的方法(準用会社法(書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等)

一~日 (器)

22 (器)

は、この限りでない。
。ただし、当該国内受信者が再び前項の規定による承諾をした場合第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によってしてはならないの申出があったときは、当該国内受信者に対し、法第百五十条の二から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨前項の規定による承諾を得た有料放送事業者は、当該国内受信者

(資料の提出)

掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
。)に対し資料の提出を求めることができる事項は、次の各号に二項に規定する有料放送管理事業者をいう。<u>第七号</u>において同じ号に対いて同じ。)又は有料放送管理事業者(法第百五十二条第一次いて同じ。)を除く。)、基幹放送同提供事業者、媒介等業務定する小規模施設特定有線一般放送事業者(法第百三十四条第二項に規を含む。)の規定により総務大臣が協会、放送事業者(協会及び第八条 法第百七十五条(法第八十一条第六項において準用する場合

((()

11 (盤)

に掲げる事項を除く。) 次に掲げる事項(法第八条に規定する放送事業者にあつては、イ三 基幹放送事業者(協会及び学園を除く。二において同じ。)

イ 第一号イ及び口に掲げる事項

(資料の提出)

める事項とする。とができる事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定者をいう。第六号において同じ。)に対し資料の提出を求めるこ管理事業者(法第百五十二条第二項に規定する有料放送管理事業忘いて同じ。)を除く。)、基幹放送局提供事業者又は有料放送定する小規模施設特定有線一般放送事業者(法第百三十四条第二項に規合合む。)の規定により総務大臣が協会、放送事業者(協会及び第七名、法第百七十五条(法第八十一条第六項において準用する場合

(盤)

11 (盤)

に掲げる事項を除く。) 次に掲げる事項(法第八条に規定する放送事業者にあつては、イ三 基幹放送事業者(協会及び学園を除く。二において同じ。)

イ 第一号イ及び口に掲げる事項

- ロ 第一号へに掲げる事項
- 事頃、法第百十条に規定する放送番組の供給に関する協定に関する
- による委託に係る業務の適正かつ確実な遂行を確保するために
 はならない行為に関する事項並びに法第百五十一条の三の規定
 せの処理に関する事項、法第百五十一条の二の規定によるして
 、法第百五十一条の規定による国内受信者からの苦情及び間合による有料放送の役務の提供に関する契約の解除に関する事項
 提供を含む。)に関する事項、法第百五十条の三第一項の規定による間項に規定する事項の規定による同項に規定する事項の規定による有料放送の役務に関する料金その他の提供条件のの規定による有料放送の役務に関する料金その他の提供条件の
 な受信設備により有料放送を受信しようとする者に対して有料対する有料放送の役務の提供条件に関する事項、国内に設置するよりに、国内受信者に
 」という。)を行う基幹放送事業者にあつては、国内受信者に
- 必要な措置に関する事項
- た一般放送事業者にあつては、イに掲げる事項を除く。)する放送事業者又は法第百三十三条第一項の規定による届出をし以下この号において同じ。) 次に掲げる事項(法第八条に規定四 一般放送事業者(小規模施設特定有線一般放送事業者を除く。
 - イ 第一号イ及び口に掲げる事項

- ロ 第一号へに掲げる事項
- 事項、法第百十条に規定する放送番組の供給に関する協定に関する
- 関する事項<u>並びに</u>法第百五十一条の規定による国内受信者から有料放送の役務に関する料金その他の提供条件の概要の説明に提供を拒んだ事実の概要及び理由、法第百五十条の規定によるより有料放送を受信しようとする者に対して有料放送の役務の法の役務の提供条件に関する事項、国内に設置する受信設備に「さいう。」を行う基幹放送事業者にあつては、同項に規定する法策方の法法の可以下「同項に規定する有料放送(以下「有料放送」、法第百四十七条第一項に規定する有料放送(以下「有料放送」、法第百四十七条第一項に規定する事項

- た一般放送事業者にあつては、イに掲げる事項を除く。)する放送事業者又は法第百三十三条第一項の規定による届出をし以下この号において同じ。) 次に掲げる事項(法第八条に規定四 一般放送事業者(小規模施設特定有線一般放送事業者を除く。
 - イ 第一号イ及び口に掲げる事項

- ロ 第一号へに掲げる事項
- 者の司章に関する事頃へ 法第十一条に規定する放送の再放送についての他の放送事業
- 、同条第一項の規定による再放送の役務の提供条件その他当該二 法第百四十条第二項に規定する指定再放送事業者にあつては
 - 再放送の業務の方法に関する事項
- る事頃ホー有料放送を行う一般放送事業者にあつては、前号二に規定す

円 (器)

実な運営を確保するための措置に関する事項の規定による業務の実施方針の策定及び公表その他の適正かつ確からの苦情及び問合せの処理に関する事項並びに法第百五十五条付料放送管理事業者 法第百五十一条の規定による国内受信者第百五十一条の二の規定によるしてはならない行為に関する事項に関する料金その他の提供条件の概要の説明に関する事項及び法対域介等業務受託者 法第百五十条の規定による有料放送の役務

ロ 第一号へに掲げる事項

再放送の業務の方法に関する事項

- 者の司管に関する事頃ハ 法第十一条に規定する放送の再放送についての他の放送事業
- ご法第百四十条第二項に規定する指定再放送事業者にあっては
 - 、同条第一項の規定による再放送の役務の提供条件その他当該
- ホ 有科牧送を行う一般牧送事業者にあつては、前号ニに規定す

る事頃

円 (器)

措置に関する事頃 針の策定及び公表その他の適正かつ確実な運営を確保するための理に関する事項並びに法第百五十五条の規定による業務の実施方第百五十一条の規定による国内受信者からの苦情及び問合せの処務に関する料金その他の提供条件の概要の説明に関する事項、法 内 有料放送管理事業者 法第百五十条の規定による有料放送の役

の (器)

(器)

(傍線部分は牧田部分)

珳 採 則 沪 (海雞雞) (紙織辦) 涨 一 《 格) 涨 一 《 保) (密) (器) $^{\circ}$ \mathcal{O} 3 空中線電力五〇〇ワット未満の多重無線設備(法第四条第一項第 3 空中線電力五〇〇ワット未満の多重無線設備(法第四条第二号の <u>二号の</u>適合表示無線設備を徐く。) 又はテレビジョン(テレビジョ **適合表示無線設備を除く。) 又はテレビジョン (テレビジョン基幹** ン基幹改送局のテレビジョンを徐く。)の送信機で五〇〇メガヘル 数

送言の

デンビジョンを

徐く。

)の

学言

幾

で

ゴンク

が

は

の

で

あ

で

は

の

され

で<br ツ以上の司波数の電波を使用するものは、この政令の適用に関して の周波数の電波を使用するものは、この政令の適用に関しては、空 は、空中線電力五〇〇ワット(移動する無線局に除るもので空中線 中線電力五〇〇ワット(移動する無線局に除るもので空中線電力五 電力玉(ファット米筒のものにあっては、空中線電力玉(ファット) の ○ワット未満のものにあっては、空中線電力五○ワット)の送信機 送信幾とみなす。 とななす。 4 空中線電力一ワットを超え五ワット以下の無線電話の送信機で九 4 空中線電力一ワットを超え五ワット以下の無線電話の送信機で九 ○三メガヘルツから九○五メガヘルツまでの司汝数の電炫を使用す ○三メガへルツから九○五メガへルツまでの司皮数の電皮を使用す るもの(法第四条第一項第二号の適合表示無線設備のみを使用する るもの(法第四条第二号の適合表示無線設備のみを使用する無線局 無線局に係るものに限る。)は、この政令の適用に関しては、空中 に係るものに限る。)は、この政令の適用に関しては、空中線電力 **像電力一ワットの送信幾とみなす。** 一フットの送信機とみなす。 (密) (器)

(傍線部分は改正部分)(特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令(平成十三年政令第三百五十五号)【第三条関係】

松	띰	₩		丑		仁	
(法第三十四条の規定による電波法の適用に関する技術的読替え)			(法第三十四条の規定による電波法の適用に関する技術的読替え)				
第九条 法第三十四条の規定により電波法の規定を適用する場合にお		\$ \$	弗九条 法第三十四条	米の規定により電波法の	邦定を適用する場合にお		
ける同法の規定の共	X術的読替えは、次の表	らかなりかかる。		ける同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。			
法の規定読替えに係る電波	読み替えられる字句	読み替える字句		法の規定読替えに係る電波	読み替えられる字句	読み替える字句	
<u> </u>	第三十八条の四十四	第三十八条の四十四		<u> </u>	第三十八条の四十四	第三十八条の四十四	
中	無川原	第三項(相互承認実			無川原	第三項(相互承認実	
		施法第三十四条の規				施法第三十四条の規	
		定により読み替えて				定により読み替えて	
		適用される場合を含				適用される場合を含	
		ಸ್ತ <u> </u>				ಕ್ಕು)	
	無線設備(第三十八	無線設備であつて、			無線設備(第三十八	無線設備であつて、	
	条の二十三第一項(第三十八条の二十三			条の二十三第一項(第三十八条のニナ三	
	第三十八条の二十九	第一項(第三十八条			第三十八条の二十九	第一項(第三十八条	
	、第三十八条の三十	の二十九(相互承認			、第三十八条の三十	の二十九(相互承認	
	一第四項及び第六項	実施法第三十三条第			一第四項及び第六項	実施法第三十三条第	
	並びに第三十八条の	二項の規定により読			並びに第三十八条の	二項の規定により読	
	三十八において準用	み替えて適用される			三十八において準用	み替えて適用される	
	する場合を含む。)	場合を含む。)、第			する場合を含む。)	場合を含む。)、第	

	の規定により表示が	三十八条の三十一第		の規定により表示が	三十八条の三十一第
	付きれていないもの	四項及び第六項並び		付きれていないもの	四項及び第六項並び
	とみなされたものを	に第三十八条の三十		とみなされたものを	に第三十八条の三十
	除く。以下「適合表	人において準用する		除く。以下「適合表	人において準用する
	示無線設備」という	場合並びに相互承認		示無線設備」という	場合並びに相互承認
	°)	実施法第三十三条第		°)	実施法第三十三条第
		一項の規定により読			一項の規定により読
		み替えて適用される			み替えて適用される
		場合を含む。)の規			場合を含む。)の規
		定により表示が付さ			定により表示が付さ
		れていないものとみ			れていないものとみ
		なされたもの以外の			なされたもの以外の
		もの(以下「適合表			もの(以下「適合表
		示無線設備」という			示無線設備」という
		°)			°)
(盤)	(盤)	(隺)	(智)	(盤)	(隺)

(傍線部分は牧正部分)

致 採 戝 $\hat{\Box}$ (特定情報通信事業) (特定情報通信事業) 第二条
法第三条第七号の政令で定める事業は、次のとおりとする。 第二条
法第三条第七号の政令で定める事業は、次のとおりとする。 」~川 (容) 」~川 (容) 四 移動端末設備(電気通信事業法第十二条の二第四項第二号口に 四 移動端末設備(電気通信事業法<u>第三十三条第一項</u>に規定する移 規定する移動端末設備をいう。)その他の電気通信設備に除るプ 動端末設備をいう。)その他の電気通信設備に係るプログラム(ログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得るこ 電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができる とができるように組み合わされたものをいう。)の開発を行う企 ように組み合わされたものをいう。)の開発を行う企業等からの 業等からの委託を受けて、当該プログラムがその実行により当該 委託を受けて、当該プログラムがその実行により当該電気通信設 電気通信設備と他の電気通信設備とを接続する機能その他の予定 備と他の電気通信設備とを接続する機能その他の予定する機能を する機能を発揮できるかどうかについての技術的な検証を行うこ 発揮できるかどうかについての技術的な検証を行うことにより、 とにより、当該企業等の行う当該プログラムの効率的な開発を支 当該企業等の行う当該プログラムの効率的な開発を支援する事業 援する事業 玉・六 玉・六 (器)

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成十六年政令第二百七十五号)【第五条関係】

数 用 ***********************************	型
(生活関連等施設)	(生活関連等施設)
第二十七条 法第百二条第一項の政令で定める施設は、次のとおりと	第二十七条 法第百二条第一項の政令で定める施設は、汝のとおりと
する。	₽ 10°
↑~目 (盗)	~ ()
五 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第五号	五 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第五号
の電気通信事業者(同法第九条の登録を受けた者に限る。)がそ	の電気通信事業者(同法第九条の登録を受けた者に限る。)がそ
の事業の用に供する交換設備(同法第十二条の二第四項第二号ロ	の事業の用に供する交換設備(同法第三十三条第一項の利用者の
の利用者の電気通信設備と接続される伝送路設備と接続される交	電気通信設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当
換設備で当該伝送路設備の電気通信回線の数が三万に満たないも	該伝送路設備の電気通信回線の数が三万に満たないもの及び同項
の及び同号口の移動端末設備と接続される伝送路設備と接続され	の移動端末設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で
る交換設備で当該移動端末設備の数が三万に満たないものを除く	当該移動端末設備の数が三万に満たないものを除く。)
°)	
√ √ → (a)	七~十 (盤)

改 正 案	
(法第十三条第五項第一号の政令で定める法律)	(法第十三条第五項第一号の政令で定める法律)
第一条 消費者契約法(以下「法」という。)第十三条第五項第一号	第一条 消費者契約法(以下「法」という。)第十三条第五項第一号
の政令で定める法律は、次のとおりとする。	の政令で定める法律は、次のとおりとする。
〜< (()	│ 〜< (2)
九 放送法 (昭和二十五年法律第百三十二号)	
十 質屋営業法 (昭和二十五年法律第百五十八号)	刘 質屋営業法(昭和二十五年法律第百五十八号)
十一 商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)	十 商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)
	十一
十11~11十11 (2)	十11~11十11 (窒)
	11十11
二十三 貸金業法 (昭和五十八年法律第三十二号)	二十四 貸金業法 (昭和五十八年法律第三十二号)
二十四 電気通信事業法 (昭和五十九年法律第八十六号)	
11十月~日十11 (盤)	1 十月~日十1 (盤)

数 出 **********************************	斯
(河川管理者が整備する雨水貯留浸透施設等について適用する法令	(河川管理者が整備する雨水貯留浸透施設等について適用する法令
の 規定)	の 規定)
無川巛 (器)	無 一 《 と と と と と と と と と と と と と と と と と と
2 雨水貯留浸透施設の敷地である土地の区域を河川区域とみなして	2 雨水貯留浸透施設の敷地である土地の区域を河川区域とみなして
適用する法第六条第二項の政令で定める法令の規定は、次に掲げる	適用する法第六条第二項の政令で定める法令の規定は、次に掲げる
ものかする。	ものとする。
一~日 (盤)	1~月 (2)
六 電気通信事業法施行令(昭和六十年政令第七十五号)第六条第	六 電気通信事業法施行令(昭和六十年政令第七十五号)第四条第
四号及び第七条第六号	四号及び第五条第六号
ナ・< (器)	カ・< (器)
の (智)	ი (智)